

1. LGBT 当事者支援と多様性を尊重した新潟市のまちづくりについて
2. ひまわりクラブと放課後等デイサービス、および学校との連携
3. 知的障がいのある人の選挙権の保障について

1. LGBT 当事者支援と多様性を尊重した新潟市のまちづくりについて

「新潟が好きだから、このまちで働き、ずっと暮らしていきたいんです」とある女性が話されました。この言葉は11月1日、LGBT 当事者と新潟市の広聴相談課をはじめとする人事課、男女共同参画課、教育委員会等関係部署との意見交換会の席で、同性愛のカップルの方々が言われた言葉です。現在、渋谷区はパートナーシップ条例が施行され、世田谷区ではパートナーシップ要綱が運用されました。制度の整っているまちに引っ越す方もいますが、そうではなく新潟を選んでくれていることが嬉しく、応援したいと思いました。

新潟で活動している団体 LGBT “Love 1 peace” の方々の思いは同じで、市民としての当たり前前の生活のため、今回私は LGBT（性的マイノリティ）の問題を取り上げます。この問題について2月に同じ会派の青木学さんが質問をしています。

（1）新潟市自治基本条例、にいがた未来ビジョン、新潟市人権教育・啓発推進計画、第3次男女共同参画行動計画における性的マイノリティの方々への基本的な考え方について

■市長

石附議員のご質問にお答えします。

本市では、「新潟市自治基本条例」で「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、また「にいがた未来ビジョン」において「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を、目指すべき姿として掲げています。

また、「新潟市人権教育・啓発推進計画」において「家族や学校、地域や職場で、多様な性を生きることへの理解を深め尊重し、生きやすい社会をつくること」を、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」において「性的マイノリティといった多様な性のあり方に対する理解を進めること」を課題として掲げ、あらゆる差別や偏見を解消していくこととしています。

LGBT のの方々に関しても、差別や偏見を解消し、その人権を尊重していくこ

とが重要であると考えています。LGBT の当事者団体との意見交換会を継続的に実施し、当事者の方々の意見を伺いながら差別や偏見がなくなるよう取り組んでいきたいと考えています。

現実には差別や偏見の中で不利益を被っている LGBT の方々があります。理念を実感できる生活が保障されるよう、具体的で実効性のある差別解消の仕組み作りが必要と考えます。次の質問をします。

(2) LGBT と障がい者の差別の解消のための法律や条例との関連性

LGBT とは L-レズビアン、G-ゲイ、B-バイセクシュアル、T-トランスジェンダーの頭文字を合体させた名称で性的マイノリティの総称です。

トランスジェンダーは「性同一性障害」とイコールではありません。「性同一性障害」は医学的な診断名で、この条件に当てはまらなくても自分の性別に違和感を感じる「性別違和」の人をも指す、広い言葉です。またトランスジェンダーの方の中には、自分は病気や障がいではないんだと、あえて「脱障害」の道を選択される方もいます。しかし、性同一性障がいと言われる人たちが、社会生活の中で生きづらさや社会的障壁を感じているとすれば、それは当然この法律や条例が定義する障がい者の中に含まれ、様々な支援の対象になると考えます。そこで伺います。

ア) 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の障がい者の定義の中に性同一性障がいのある人は含まれるのか。

■福祉部長

条例では、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を「障がいのある人」と定義しています。

性同一性障がいは、精神障がいに含まれており、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであれば、性同一性障がいのある人は条例で定義する「障がいのある人」に該当します。法律についても同様であると認識しています。

法律と共に新潟市の条例の優れている点は、差別の解消のために合理的配慮の提供が義務化されていることです。特に本市の条例では、市だけでなく、民間事業者に対しても合理的配慮を義務とし、法律の規定を上回るものになっています。

例えば、性同一性障害当事者にとって、各種証明書に性別欄があることは社会的な障壁です。性別が書いてあるがために、プライバシーが侵害される、あるいは毎回余計な説明をしなくてはならないなど、性別が書いてあることによって社会生活に支障がでるわけですから改善が必要になります。これら文書等の記載の問題についてH15年6月定例会において青木千代子議員が質問をしています。

イ) 公文書において不要な性別表記の削除の状況はどのようになっているか

■市民生活部長

平成15年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」案の提出、成立を受け、本市が行う事務事業で取り扱う様式のうち、性別の表記について調査を行い、削除可能なものについては、その年度中に条例、規則などの改正を行いました。今後も、先にお答えした性的マイノリティーの方々への基本的な考え方に基づき、公文書作成時の配慮や、規定する様式の点検を行っていきます。

他にもトイレや更衣室の使用についても配慮が必要です。トランスジェンダーの方は、すでに性別適合手術を受けて戸籍上も変更した方を除いては、ホルモン治療を受けていたり、服装などから、外見上の容姿で性別が判断できないことが多くあります。その方たちは男性トイレにも女性トイレにも入れない状況になり、更衣室もそうですが、外出した際、大変不都合な場面に遭遇したり、見た目の性と免許証などの性別が違って入店を拒否されることもあります。これは条例にある「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある」わけで、市の責務として差別の解消のための施策を推進することになります。渋谷区役所の仮庁舎には多目的トイレを「だれでもトイレ」と命名し、そのマークに通常よく見受けられる、車いす、高齢者、妊婦などのマークの他にLGBTのマークが入っています。

ウ) 性同一性障がいの人にとっても利用しやすくなるよう、公共施設のトイレの表示や更衣室など、環境面の整備を進めていくべきではないか

■市民生活部長

体の性と心の性が一致しない性同一性障がいの方が、トイレや更衣室の利用についての悩みを抱えておられることは、当事者団体との意見交換の場などを通じて認識しています。トイレや更衣室の利用に関しては、性同一性障がいに対する周囲の理解も重要であると考えています。LGBT に関する啓発に努める一方、今後も、当事者の皆様との意見交換などを通じて、環境面の整備についても研究していきます。

公文書については本市の 13 年前からの取り組みを評価するとともに、今後ともこの視点を入れて文書をチェックしていただきたいと思います。

また、トイレのマークですが、様々な意見があることは承知しています。評価する声の一方で、「そもそも誰でも使っていいトイレならわざわざこんな表示をする必要がない」「そのトイレを使う人が LGBT だということで逆に差別を煽るのでないか」など。しかし当事者の多くは不便さの解消だけでなく、今までは見えない存在、いない存在と思われていたのが、自分の存在を公に認められたということが LGBT 当事者の人権への配慮なのだと受け止めています。

もし、差別を煽るようなことがあるとしたら、LGBT への差別を解消する啓発が重要であり、制度を整えることと啓発は車の両輪のように動いていく必要があると考えます。そこで次の質問に移ります。

(3) 職員及び市民への啓発、研修について

ア) 今後の取り組みについて

■総務部長

市民の啓発としましては、平成 25 年 9 月に「NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会」から講師を招き、主に相談に携わる方を対象に LGBT についての理解を深めてもらう講座を行いました。また今年の 11 月には、「アルザフォーラム 2016」において、LGBT の当事者を招き学生を対象として、多様な性について学び一人ひとりの行動や社会のあり方について考えるワークショップを開催しました。

LGBT の方々への差別や偏見を解消していくためには、市民の啓発が不可欠であると考えており、今後もさまざまな機会を通じて、啓発に努めていきます。

また、職員の啓発、研修については、性同一性障害だけに限らず、LGBT に関する理解を深める必要があったことから、今年度の研修計画において、窓口

職場で勤務する職員を対象に、LGBT の現状を身近なものとして認識するための研修を、来月実施します。研修では、基本的な知識を習得するため、LGBT の方を講師に迎えて直接お話しを伺い、職員自らがさまざまな「気づき」を得る機会とします。

今後も、LGBT に関する理解が、職員として基本的に持つべき人権意識として一層深まるよう、継続して人権研修を進めていきます。

イ) 千葉市では来年 1 月から同性パートナーの市職員が結婚休暇、介護休暇を取得できる制度を新たに導入するが、本市として考えていることはあるか

■ 総務部長

千葉市では、多様性のある社会構築の観点から、同性パートナーを持つ職員の働きやすい環境づくりに向けて制度を導入すると聞いています。千葉市の運用状況や他都市の導入状況を踏まえて検討するとともに、制度の導入には市民及び職員が LGBT に関する正しい知識と理解を深めることが大切であることから、啓発や研修に努めていきます。

現在、日本の LGBT 人口は 13 人に 1 人（電通調査）という統計がでています。これは左利きや AB 型の人口と同じ比率となっています。新潟市の職員は非正規も含めると約 13,000 人ですが、100 人以上の LGBT の方がいる計算になります。LGBT の相談では、職場でカミングアウトはしたものの孤立してしまった、差別的な発言を受けている、という内容が多く寄せられています。要するに LGBT についてわからない人が多く、知らないうちに相手を傷つけてしまっていることが多いようです。相談員は LGBT の基礎知識や当事者の思いや声を知ってもらい、寄り添える必要があります。

(4) 相談窓口の設置についてお聞きします。

ア) 市民からの相談、市役所内の相談に対しての相談窓口の設置について具体的な取り組みは

イ) 当事者団体との連携による相談員の専門性の向上、および当事者の相談員の養成について

■ 市民生活部長

まず、市民からの相談窓口についてですが、専門的な相談窓口は開設していま

せんが、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の相談事業において、LGBT に関する相談を年間数件程度受けています。LGBT に関する相談については、カミングアウトの問題も含めてデリケートな部分もありますので、相談窓口の相談員が正しい知見を持ち、適切に対応できる能力が必要であると考えています。

今後、当事者団体の皆様と本市関係課との意見交換を継続していき、その中で相談窓口のあり方や当事者の相談員の養成などについてもご意見をお聞きしたいと考えています。

また、本市職員からの相談窓口の設置については、これまでも職員が対等平等な関係で快適に働くことができる職場環境を目指し、人事課や各区の総務課などに設けてきました。今後は、正しい知識と理解を深めることが大切であることから、相談員を対象とした研修を行うとともに、改めて相談窓口を周知し、悩みを抱える職員がいつでも相談しやすい環境づくりを目指します。

学校現場での対応に移ります。

先生方はクラスに LGBT の子どもがいるかもしれないと考えたことはあるでしょうか？ 先ほどの統計では「クラスの 1～2 人はいずれかの LGBT である」こととなります。宝塚大学の日高康晴さんの調査では多くの方が中学生の頃に自覚したと報告されています。制服が着れない、「ホモ」「オカマ」などとからかいやいじめの対象になりやすく、3 人に 2 人が自殺を考えたことがあると答えています。

文部科学省は H27 年 4 月に「性同一障害に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知しました。初めて、性同一性障害のみならず、同性愛も含めた幅広い性的マイノリティの児童生徒に配慮を求める通知を各教育委員会に出しています。

LGBT の子どもたちが、異端視も、否定もされず、多様な性のあり方の一つとして生活できる環境は子どもの命を守るためにも大切であり、学校でできることはたくさんあります。そこでお聞きします。

(5) 学校現場でのきめ細やかな対応について（教育長）

ア) LGBT の実態をどのように把握しているか

■教育長

本市では学校現場における実態把握の調査をしていません。LGBT の実態については、文部科学省の研修資料作成協力者である宝塚大学の日高庸晴教授の

調査報告において、20 人に 1 人程度の割合とのことであり、本市においても、LGBT の児童生徒が学級に存在する可能性が十分あると考えています。

イ) LGBT といじめや自殺の関連をどのように考えているか

■教育長

先ほどの日高教授の調査では、LGBT の児童生徒はいじめ被害の経験や自殺を考える割合が高いとの結果が出ていることから、LGBT といじめや自殺には関連があると捉えています。

ウ) LGBT を含む児童生徒への人権教育、教職員研修をどのように取り組んでいくのか

■教育長

本市では児童生徒への LGBT を含む人権教育を充実させるため、文部科学省が平成 28 年 4 月に作成・配布した教職員向け研修資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応などの実施について」を用い、各学校で教職員の LGBT 理解促進のための研修を行っています。

エ) 服装、更衣室、トイレ等の支援の今後の取り組みは

■教育長

現時点では、児童生徒又は保護者が学校における生活上の特別な配慮を求めてきた場合には、服装、更衣室、トイレなどの学校生活の各場面での支援を、個々の状況に応じて行っていますので、今後も適切な支援に努めていきます。

LGBT の子どもの多くが情報もない中で「自分はおかしいのではないかと」孤立を感じ、誰に相談できるのか、相談しても理解してもらえないのではないかと苦しんでいます。そこで質問します。

オ) 相談体制、相談しやすい環境作りをどのように充実させるか

■教育長

学校では、性的マイノリティーの児童生徒が学級に数名はいるという前提に立

ち、教職員が当該児童生徒から相談を受けた際に、悩みや不安を聴く姿勢をまず示すことで信頼を得ることが重要であるととらえています。スクールカウンセラーの派遣も含め、学校での相談体制の充実に努めていきます。

カ) 図書館や保健室に LGBT に関する本や、校内に LGBT のポスターやマークを貼ることはどうか

■教育長

図書館や保健室に LGBT に関する本を置くこと、校内に啓発ポスターを貼ることは、配慮を必要とする児童生徒への相談しやすい環境を整えるとともに、当事者以外の児童生徒への意識や理解を高めることにも繋がると考えています。図書館や保健室に LGBT に関する本を置く学校が増え始めていますので、今後広がっていくよう努めていきます。

(6) 同性パートナーシップ制度の導入について

11月の所管課との意見交換会の際、パートナーシップ制度の創設をはじめ様々な要望が出されました。その席で当事者の方々が同性カップルではアパートや市営住宅は借りることができない、生命保険の受取人になれない、病院の面会ができない、職場でパートナーの話ができない、話したことによって差別を受けたと話され、改善に向けての早急な取り組みが必要です。同性カップルを「パートナー」として認める制度が渋谷区、世田谷区、他の自治体でも導入されていますが、新潟市でも当事者の方々と共に、「同性パートナーシップ制度」の創設に向けて取り組んでいくべきと考えます。そこで質問します。

ア) 同性カップルの存在を新潟市は認識しているか

■市民生活部長

同性カップルについては、カミングアウトしている方はごく少数であり、本市全体の把握は困難ですが、5月に当事者団体の皆様との意見交換の場を設けており、本市にも実際にいらっしゃることを認識しています。

イ) 同性カップルは何に困り、何が不利益か聞き取りやアンケートをすることについて

■市民生活部長

11月に当事者団体の皆様と本市関係課との第1回目の意見交換を持ち、その場でも不動産賃貸やトイレ使用の問題などいくつかのご意見を伺っています。同性カップルの方々が抱えるさまざまな課題を把握するためにも、聞き取りやアンケートは有効な手段と考えており、今後も意見交換を重ねていきます。

ウ) 同性パートナーシップ制度の創設に向け、当事者団体などと検討を進めていくべきではないか

■市民生活部長

他都市において、男女の婚姻関係と同等である同性同士の社会生活関係を認定する同性パートナーシップ条例や要綱の取り組みが進んでいます。

本市としては、多様性を認め、一人ひとりの人権が大切にされ、誰もが住みやすいまちを目指して、当事者団体との意見交換、議論を継続する中で、パートナーシップのあり方について研究していきます。

2. ひまわりクラブと放課後等デイサービス、および学校との連携

本市では障がいのある子ども、ない子ども、共に育ちあう共生社会を目指してインクルーシブ教育を進めています。保育園では障がいの有無にかかわらず、集団保育を通して育ちを保障し、必要によっては地域で専門的な療育が受けられる体制を整備しています。小学校ではその子のニーズや特性に応じた個別の指導計画、教育支援計画の作成と共に、合理的配慮の提供を進める体制が整っています。

障がいのある子どもが、地元の小学校に通い、放課後も同じ学校の子どもたちとひまわりクラブで過ごすことは、共に育ち合う大切な経験となります。学校同様、ひまわりクラブにおいてもその子のニーズや特性に応じた配慮が必要であり、療育的な支援も求められます。

しかしながら、ひまわりクラブは施設の狭隘化と支援員不足が課題となっていて、狭い空間や大きな音が苦手な子どもは、ちょっとしたことでパニックを起こし、暴力的になることもあります。周りの子どもの中には怯える子どももでてきます。このことは障がいのある子どもの問題ではなく、特性やニーズに対応した環境が整わ

ず、専門的な支援のない中ではこのようなことは往々にして起こりうることです。パニックを起こしガラスを割ったけれどクールダウンする場所もない、という声を聞きました。

障がいのある子どもが放課後を安心して過ごすために、私は「放課後等デイサービス」の活用をより積極的に進めることを提案します。

放課後等デイサービスは H24 年 4 月に児童福祉法に位置付けられた新たな支援であり、そのガイドラインによると、「放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする後方支援としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められている」とあります。障がいのある子どもたちの支援の充実のために設立された学童保育と言ってもいいでしょう。

現在、ひまわりクラブと放課後等デイサービスを併用している子もいて、ある支援員は「2 年生から放課後等デイサービスを使っている子がいる。火木土がデイ、月水金がひまわり。落ち着いてきている。入学の時に情報があればもっと早く放課後等デイサービスに通うことができたのではないか」と話しています。

(1) ひまわりクラブと放課後等デイサービスとの連携についてお聞きします。
ア) ひまわりクラブを利用する児童のうち、障がいのある子どもはどれくらいいるか

■福祉部長

平成 28 年 5 月時点で、ひまわりクラブの在籍人数は 7,794 人、そのうち障がいのある児童は 360 人在籍しており、前年度から 40 人増加しています。

ウ) 放課後等デイサービスの現状

■福祉部長

放課後等デイサービスは、就学中の障がい児を対象に、授業の終了後または休業日において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行っています。平成 28 年 10 月現在、市内全区の 40 か所においてサービスを提供し、施設数及び利用者数ともに増加傾向にあります。

ウ) 障がいのある児童でどれくらい放課後等デイサービスを利用しているか

■福祉部長

障がいのある児童の放課後等デイサービスの利用者数についてですが、平成 28 年 10 月の利用者は 558 人で、このうち、小学生は 313 人となっています。

放課後等デイサービス事業は歴史も浅く、その実態は広く知られていません。保護者は子どもが小学校に入学するときに不安になるものです。特に子どもに障がいがある場合はより不安が強くなります。その時に放課後等デイサービスの情報提供があれば選択肢が増えます。現在は相談に来た人に情報が提供されていますが、例えば、就学前検診時や保育園・幼稚園においてなど、全ての保護者に情報が提供されることが望まれます。

エ) 保護者や関係者への放課後等デイサービスについての情報提供・共有について

■福祉部長

これまでも「障がい者(児)福祉のしおり」や「新潟市子育て応援パンフレット スキップ」の発行、HPによる情報発信を行うとともに、障がいのある乳幼児に携わる保育園・幼稚園の発達支援コーディネーター養成研修や、ひまわりクラブの支援員向けに開催される放課後児童クラブネットワーク情報交換会を通じて、情報提供を行っています。また、「市政さわやかトーク宅急便」の活用により、希望する保護者や特別支援学校などに個別に情報提供を行っています。さらに、今年度は新たに利用までの手続き方法や、各事業所の活動紹介を掲載した「障がい児のための放課後サービスガイドブック」を作成し、市内の小中学校や保育園・幼稚園などへ配布を予定しています。なお、ひまわりクラブの入会案内が就学時健康診断の場を活用して行われていることから、これからは放課後等デイサービスに関する情報も併せてお伝えすることで、必要な方が円滑にサービスを利用できるよう努めていきます。

オ) 放課後等デイサービスのガイドラインにある「放課後児童クラブ等と連携」を図るための取り組みについて

■福祉部長

「放課後等デイサービスガイドライン」は、厚生労働省が、放課後等デイサー

ビス事業者に対し、支援の質の向上に取り組むことを目的として定めたものです。その中でも、放課後児童クラブとの連携については、放課後等デイサービスと併行利用している児童がいる場合は、その情報共有と、放課後児童クラブでの支援内容を把握することなどが重要とされています。

また、放課後児童支援員が、障がいのある児童への対応に不安を抱える場合などにおいては、連携を図りながら、児童と放課後児童支援員に対して、適切な支援を行っていくことも重要とされています。このガイドラインに基づき、市内でも、ひまわりクラブを併用する児童に対し、放課後等デイサービス事業所とひまわりクラブが支援方針を共有し、連携した支援を行ったケースも出ています。

放課後等デイサービス事業所は、基本的役割として、放課後児童クラブなどへの後方支援的な位置づけを求められる事業であることをふまえつつ、障がいのある児童の放課後の生活が保障されるよう、適切な事業所運営を心がけるよう周知啓発に努めます。

あらゆる機会を通しての情報提供をお願いします。

今ほどひまわりクラブと放課後等デイサービスとの連携の必要性を述べましたが、実は学校とひまわりクラブとの連携・情報共有は大変重要です。根底にあるのは、学校をキーステーションとした子どもの育ちを支える仕組みです。

大方は連携がうまくいっているのですが、時に「障害やアレルギーの情報が分からなかったので対応に困ることがある」「学校との連携が難しい。幼少連携と同じような連絡会や情報交換会があるといい」という支援員の声も耳にします。それらにこたえるために、例えば小学校入学時や2学期が始まる前などに、ひまわりクラブと学校がルーティーンで連絡会を持つなど、情報共有の機会を教育委員会を通して積極的に進めていただきたいと思います。

(2) 学校とひまわりクラブとの連携・情報共有（教育長）

ア) 学校とひまわりクラブとの連携や情報共有の現状と今後の取り組みについて

イ) 配慮の必要な子どもへのチーム対応について

■ 教育長

ひまわりクラブに通う子どもの学校での様子や、ひまわりクラブでの様子で、何か気にかかること、子どもの特性に応じた指導に必要な内容や方法について、

連携や情報共有をすることは、子どもたちの心身の健やかな成長を促すことにつながると考えます。

この連携や情報共有がしっかりとできている学校とひまわりクラブも多くありますが、十分にできていない学校とひまわりクラブもあるというのが現状です。

今後、どの学校でもひまわりクラブとの情報交換の場を設けるなど、情報を共有し、子どもたちを同じ視点で見守っていけるよう、学校に働きかけていきます。

現在、ひまわりクラブ数は新潟市社会福祉協議会委託が 73 クラブ、109 施設、他委託先 9 クラブ 14 施設、合計 82 クラブ、123 施設があります。昨年 4 月から子ども・子育て支援新制度に合わせ、全小学生 6 年生までが対象になり H28 年 5 月 1 日現在 7,794 人、対前年度比 700 人、12%の増となっています。さらに夏休みについては、8 月 1 日現在 8,409 人と 5 月と比較すると 615 人の増加です。

狭隘化が常態化していますが、その中でも超過率が 130%を超える施設は現在 5 か所あります。外で遊ぶ場所がないところは、すし詰めのような環境の中で小さなトラブルが日常的に起きています。高学年は体も動きも大きいので場所を取り、その動きに合わせた対応のできる指導員も必要となります。一方、高学年の言動に怖がりひまわりクラブを休む 1 年生もいます。

いつ事故が起こるか心配な状況で、安心・安全の確保と子どもの人権から考えても、今の状況は残念ながら劣悪な環境と言わざるを得ません。

来年度も 4 月入園の児童数は増える可能性が高く、このような状況はあと数年続くことが予想されます。本市としても環境整備に力を注いでいること、高学年であってもひまわりクラブで大変助かっている保護者のいることも承知していますが、このように狭隘化が顕著な施設については、保護者とよく話し合ってもらい、高学年よりも、低学年（特に 1 年生）や障がいのある子どもを優先するなど、少なくとも経過措置の間は

3) 高学年の受け入れは施設の規模や状況に応じて柔軟に判断することがあってもよいのではないかと。

■ 福祉部長

平成 27 年 4 月から始まった、子ども・子育て支援新制度により、受け入れ

対象はそれまでの小学 3 年生から 6 年生までの全学年が対象となりました。併せて児童 1 人当たりの活動面積も 1.65 平方メートル以上確保することとし、経過措置の 5 年間のなかで施設の整備を進めています。議員ご指摘のように、各ひまわりクラブは様々な状況ですが、保護者が安心して働くことができるよう、放課後の児童の居場所を提供するものであり、保護者のご要望にお応えしていききたいと考えています。

施設設備の充実と共に、支援員の待遇改善がどうしても必要です。このことは何年にもわたって多くの議員が指摘しているところです。嘱託職員の給与は月 12 万円程度、臨時支援員は時給 760 円で、保育園有資格者 950 円、無資格者 940 円に比べれば格段に安い設定です。現在、嘱託支援員は慢性的に 10 人前後の不足、2 つのクラブでは支援員が、本来 2 人体制が 1 人体制になっている状況です。早期退職、他施設への流出等、由々しき状況です。これらの改善には全市を挙げて知恵を絞り抜本的な改革が必要となってくると考えます。

(4) 支援員不足、他事業所への流出を防ぐためにも職員の処遇改善が喫緊の課題と考えるがどのような対策を講じているのか

■福祉部長

今年度分の指定管理者の委託料については、前年度より増額しており、その一部は、支援員の待遇改善に充てていただいています。

今後も、増加する利用者のニーズに対応するため、保育士など類似業種の状況も踏まえながら、支援員の確保や離職防止に向けた待遇改善に引き続き努めていきます。

3. 知的障がいのある人の選挙権の保障について

私はある方から夏に匿名で相談を受けました。「18 歳選挙権になったので知的障がいのある娘を連れて初めての投票に行った。でも投票場に行ったら娘は投票できる能力がないと判断されてはがき（投票所入場券）を返された。この子にとって初めての選挙、白票でもいいので、投票させたかった」と。この話を聞いて私は強い違和感を覚えました。

憲法で保障されている公民権は知的障がいのある人には保障されていないのだろうか、障がいを理由とした差別はなかったか、合理的配慮は十分にされていたのかと、考えました。2013年、公職選挙法が改正され、成年被後見人の選挙権が回復し、代理投票の補助員の見直し等、成年被後見人や認知症、知的障がい者など、自ら記載することが困難と思われる方への投票所における配慮がより丁寧にされるようになりました。新潟では872人の成年被後見人の方が選挙権を回復し、全国的にも自閉症や知的障がいのある人の投票参加は増えています。

新潟市では18歳選挙権の実施にあたって中・高校生に「主権者意識を高める教育プログラム」を推進しています。学校での主権者教育は大切であり、初めての主体的な選挙参加は生涯にわたっての選挙行動にもつながるものと思います。

(1) 市立特別支援学校、県立の特別支援学校での主権者教育の状況について

■ 選挙管理委員会委員長

主権者教育については、第一に学校教育の場での取組みが重要であると考えており、選挙管理委員会としては、選挙や政治の重要性を周知するとともに、政治意識の向上を図るために選挙啓発を行うものとして、学校において選挙に関する講座や実際の選挙機材を用いた模擬選挙を実施してきました。

昨年度、県立江南高等特別支援学校において県選挙管理委員会と協力し、選挙に関する講座と模擬選挙を実施しました。受講後のアンケートでは、今回の授業で選挙に興味を持ち投票できるようになったら投票に行きたいという感想が寄せられるなど、9割以上の生徒が有権者になったら投票に行くと答えており、効果があったものと認識しています。今後も、県選挙管理委員会と連携し、学校からの要請に応えていきたいと考えています。

■ 教育次長

市立特別支援学校における主権者教育の状況についてお答えします。東・西特別支援学校では、選挙や投票の仕組みを知識として学ぶ機会は設けていませんが、学級会において自分の意見を友達と交わし、互いの考えを理解したり、互いに納得できる解決策を見つけたりすることで、主権者教育の基礎となる、自分で考え判断する力を育てています。また、学級の係活動では、役割を分担し協力することで、集団の一員として活動する力や、よりよい学校生活を作ろうとする意欲を育てています。特別支援学校におけるこれらの取組みは、主権者教育の目的につながるものと考えています。

今後も、特別支援学校に学ぶ児童生徒の社会参加と自己実現のために、個々の状況に応じた主権者教育を進めていきます。

この相談があって以来、私はいくつかの知的障がい者の施設の職員や、保護者と話す機会を持ちました。施設によっては障がいの重さにもよりますが、実際に投票に行く方はごく少数のようです。憲法ではすべての国民に参政権が保障されています。選挙は私たち国民が主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会となります。

(2) 知的障がい者の通所施設、および入所施設の利用者に対してより積極的な選挙広報と主権者教育を行うべきと考えるがどうか

■選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会では、選挙や政治に関する主権者教育として、学校において選挙に関する講座や模擬選挙を行っていますが、この取組みは、さわやかトーク宅配便としての講座であり、知的障がい者の施設も対象となることから、それぞれの施設における要請に応じ、出前講座として学校同様、積極的に対応していきます。

また、選挙の広報については、限られた予算の中で選挙の周知を行うため、多くの人が集まる商業施設周辺での街頭啓発や、視覚障がい者に向けた選挙公報の点字化や音声化などを行っていますが、知的障がい者に向けた取組みについても今後研究していきます。

(3) 代理投票について(選挙管理委員会委員長)

ア 投票所における具体的な支援はどのようになされているか

イ 本人の意思確認における合理的配慮はどのように行われているか

■選挙管理委員会委員長

公職選挙法では、知的障がいのある方に限らず、身体の障がいや高齢などにより、自書できない場合は、投票事務従事者が選挙人に代わって記載する代理投票が定められています。

代理投票においては、自ら記載することが困難と思われる方に対して、相手の意思を尊重し、信頼される対応を心掛け、説明は穏やかに、ゆっくり、丁寧に、かつ、繰り返し行うことを念頭に、指示的にならないよう注意して接遇するこ

とを、全ての投票所に周知しています。選挙人の意思確認については、口頭や指さし、紙の提示などにより行い、投票用紙記入後に選挙人に記入内容の確認を行っています。

投票は、あくまでも本人の自由意思によるものですが、その意思表示の仕方は多種多様であることから、家族など同行した方からの情報提供をはじめ、様々な方法により確認を行い、きめ細やかに対応するよう努めています。

この問題を考えるにあたって私は 11 月に先駆的な実践を進めてい国立市の知的障がい者施設「滝乃川学園」に視察に行ってきました。

この施設では 40 年前から国政選挙・地方選挙すべてで希望者は投票しています。具体的な支援としては、選挙の意義や仕組みなどの事前学習、模擬投票、学園利用者が投票に行く時間の調整、その時間帯のより手厚い職員配置等、選挙管理委員会との事前打ち合わせを行います。また大変珍しい取り組みですが、立候補者が学園に来て個人演説会を行う「お話を聞く会」を開催しています。

投票は施設職員が投票所入口まで誘導し、市の職員に投票の支援をお願いします。候補者の名前が書ける方は案内に従って投票、書けないが話せる方は職員が代筆し投票、会話の困難な方には選挙公報を指し 2 回同じ候補者を指せば代筆し、異なるなら白票にする。

この方法は投票を始めた時に学園と国立市の選挙管理委員会での取り決め、現在では「滝乃川方式」、「国立方式」と呼ばれ普及し始めています。ちなみに全国的に投票率が低下する中、学園利用者の投票率は 80%を超えています。

ただし、国立市選挙管理委員会によると、現在は総務省の通知に則って最大限選挙人の意思を確認するが、確認できない場合は棄権となる、とのことでした。

40 年に及ぶ取り組みですので、すぐに新潟で導入することは難しいですが、例えば施設での説明会や模擬投票、投票場における選挙公報の積極的な活用、保護者への働きかけ等、施設側や障がい関係者の方々に意見を聞くなどして、

(4) 新潟市においても、「滝乃川方式」の導入を検討してはどうか。

■ 選挙管理委員会委員長

投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づくものでなければならず、それは代理投票でも同じことであり、自らの意思に基づかない投票があってはなりません。

自ら意思表示できない場合の白紙による投票については、選挙人本人の意思に

基づかない投票となるおそれがあり、その実施については課題があるものと考えます。

また、お話し会の実施については、選挙運動として行う個人演説会制度との兼ね合いから、選挙管理委員会で実施することはできませんが、施設と候補者との間で同意があれば可能と考えます。ただし、公職選挙法で第三者が行う立会演説会が禁止されていることに注意する必要があります。しかしながら、知的障がいのある方に対する支援は重要であると考えており、滝乃川学園の取組みについては、今後必要に応じて研究していきます。